

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類等	備考
L I F E への登録			※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令環6年3月15日）を確認すること
割引		①（別紙5-2）地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	※事前にご相談ください
職員の欠員による減算の状況		①（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ②資格者証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること
高齢者虐待防止措置実施の有無		虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期開催、指針の整備、年1回以上の研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合、減算対象	※添付書類は不要
業務継続計画策定の有無		感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、減算対象 ※ 2025年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない	※添付書類は不要
特別地域加算			※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）			※添付書類は不要
認知症加算	I	①（別紙44）認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書 ②認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修又は、認知症看護に係る適切な研修※の修了がわかるもの等の修了証の写し	②※現時点では、以下のいずれかの研修をさす。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）
	Ⅱ	③当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していることがわかる書類 例 会議スケジュール表及び、会議内容がわかる書類又は議事録 ④認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施することがわかる書類 ⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定していることがわかる書類	④及び⑤はⅠを算定する場合のみ ※Ⅲ及びⅣは届出不要。 なお、Ⅲは、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定可能。Ⅳは、要介護状態区分が要介護2である者であつて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定可能。
若年性認知症利用者受入加算			※添付書類は不要
看護職員配置加算	I	① 看護師の資格証の写し ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	Ⅱ	① 准看護師の資格証の写し ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	Ⅲ	① 看護職員の資格証の写し ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類等	備考
看取り連携体制加算		①（別紙13）看取り連携体制加算に係る届出書	
訪問体制強化加算		①（別紙45）訪問体制強化加算に係る届出書 ②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
総合マネジメント体制強化加算	I	①（別紙42）総合マネジメント体制強化加算に係る届出書	
	II	②多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計画書の該当ページの写し	
科学的介護推進体制加算			※添付書類は不要
生産性向上推進体制加算	I	①（別紙28）生産性向上推進体制加算に係る届出書	※算定に当たっては、厚生労働省通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をよく確認すること
	II		
サービス提供体制強化加算	I	①（別紙14-5）サービス提供体制強化加算に関する届出書	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	II	②（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	
	III	③（別紙7-2）有資格者等の割合の参考計算書	
介護職員処遇改善加算	I	①介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 ※2024年4月～5月は介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定 ※2024年6月以降の新加算Ⅴの注意事項：介護保険最新情報Vol.1215の3（1）介護職員等処遇改善加算（新加算）の要件参照	①必要書類については、市のホームページ参照。 トップページ＞医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞地域密着型サービス＞介護職員等処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）
	II		
	III		
	IV		
	V		

注意事項

加算の届出をする場合は必ず「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

加算の算定根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう適切に保管してください。
また、虚偽や不正があった場合には、介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合もありますので、ご注意ください。

添付の資料に利用者の個人情報(氏名、生年月日、住所等の個人の特定につながる情報)がある場合は、その情報が分からないようにマスキング(塗りつぶし)をしてください。